

カナダ向け日本産なし生果実の携行輸出に係る植物検疫条件（概要）

標記の条件として、貨物による輸出の植物検疫条件に新たに追加された条件は下線部。

1 生産地域

全国

2 検疫対象病害虫

ナシ黒斑病菌、ナシ灰星病菌、*Monilinia polystroma*（ナシ灰星病菌の一種）、ナシ黒星病菌、ナシマダラメイガ、リンゴコカクモンハマキ、キナコネアブラムシ、モモシンクイガ、モモノゴマダラノメイガ、リンゴコシンクイ、ナシヒメシンクイ、オウトウハダニ、イシイナミハダニ

3 園地・施設の登録

なし園地、こん包施設及び保管施設は、農林水産省に登録されたものであること。

4 病害虫の発生調査及び防除

（１）２．の検疫対象病害虫について、適切に発生調査及び防除を行うこと。

（２）検疫対象病害虫は、園地で無発生又は低密度発生であること。

5 選果・こん包

（１）こん包施設には、２．の病害虫が同定できる者が１名以上存在すること。

（２）こん包材は、新しくて清潔で、かつ、病害虫が付着してはならない。

（３）こん包材には、生産物名、国名、生産地域（都道府県名）、こん包施設番号、園地登録番号、ロット番号を明記し、園地やこん包施設までのトレーサビリティが確立されていること。

（４）こん包又は束ねたこん包には日本産であることの表記及び“For Canada”の表記を記載すること。

6 輸出検査

（１）農林水産省の植物防疫官による輸出植物検査が行われること。

（２）（１）の輸出植物検査において、２．の病害虫が発見された場合、当該果実の輸出は認められず、また、当該生産園地から、その年の輸出は認められない。

（３）植物検疫証明書には消毒した旨の追記又は次の追記が行われなければならない。

「この荷口の果実は、『カナダ向け日本産なし生果実輸出プログラム』の条件を満たしており、検査の結果、ナシ黒斑病菌、ナシ灰星病菌、*Monilinia polystroma*、ナシ黒星病菌、ナシマダラメイガ、リンゴコカクモンハマキ、キナコネアブラムシ、モモシンクイガ、モモノゴマダラノメイガ、リンゴコシンクイ、ナシヒメシンクイ、オウトウハダニ及びイシイナミハダニの発見がなかったものである。」

7 その他

個人消費用であり、１人当たり250キロ以内かつ15こん包以内であること。